事業者選定等に関する手続き要綱

26 川総行推第 287 号 平成 27 年 3 月 25 日総務局長決裁

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 公の施設における指定管理者の選定等
 - 第1節 所管局区の長による管理(第3条)
 - 第2節 指定管理者制度の導入の適否 (第4条-第6条)
 - 第3節 指定管理者の選定(第7条―第9条)
 - 第4節 指定管理者の評価 (第10条-第12条)
- 第3章 民営化施設における設置運営等法人の選定(第13条-第19条)
- 第4章 補則(第20条・第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「法」という。)第244条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。)の指定管理者(法244条の2第2項に規定するものをいう。以下同じ。)の選定等を公正かつ適正に実施するため、必要な手続きを定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 所管局区 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び本部、区役所並びに教育委員会事務局
 - (2) 選定評価委員会 川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第1号)(以下「設置条例」という。)に規定する所管局区の民間活用事業者選定評価委員会
 - (3) 事業者選定委員会 設置条例に規定する川崎市保育所等整備事業者選定委員会
 - (4) 民営化施設 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第3項に規定する施設及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する施設のうち民設民営に移行する又は譲渡を行う施設
 - (5) 設置運営等法人 前号に規定する施設の設置運営等を行う又は譲渡を受ける民間 事業者
 - 第2章 公の施設における指定管理者の選定等 第1節 所管局区の長による管理

(所管局区の長による管理)

第3条 公の施設を所管する所管局区の長(以下「所管局区長」という。)は、公の施設の管理運営について常に的確に把握し、適正かつ効率的な運営を図らなければならない。

第2節 指定管理者制度の導入の適否

(調査審議の依頼)

第4条 所管局区長は、指定管理者制度の導入の適否について、選定評価委員会にその調査審議を依頼しなければならない。

(調査審議に係る提出資料)

- 第5条 前条の規定により調査審議を依頼する所管局区長は、公の施設の指定管理者制度 の導入の適否に関する調査審議依頼書(第1号様式)と次に掲げる資料等の写しを選定 評価委員会に提出する。
 - (1) 所管課からの報告書
 - (2) その他参考資料

(調査審議)

第6条 選定評価委員会は、前条の規定により提出された資料等に基づき、公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議を行い、その結果を公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議結果通知書(第2号様式)により、所管局区長に通知する。

第3節 指定管理者の選定

(調査審議の依頼)

第7条 所管局区長は、公の施設の指定管理者の選定に際し、公告により申請してきた法人その他の団体の調査審議を選定評価委員会に依頼しなければならない。

(調査審議に係る提出資料)

- 第8条 前条の規定により調査審議を依頼する所管局区長は、公の施設の指定管理予定者調査審議依頼書(第3号様式)と次に掲げる資料等の写しを選定評価委員会に提出する。
 - (1) 法人その他の団体からの申請書
 - (2) 施設の管理に関する事業計画書
 - (3) 施設の性質又は目的に応じて定める選定基準(以下「選定基準」という。)
 - (4) その他参考資料

(調査審議)

- 第9条 選定評価委員会は、施設の条例、規則及び選定基準等に従い、公の施設の指定管理者としての適否を調査審議し、その結果を公の施設の指定管理予定者調査審議結果通知書(第4号様式)により、市長(公の施設が青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター、子ども夢パーク(以下「青少年教育施設」という。)の場合にあっては、こども未来局長、有馬・野川生涯学習支援施設の場合にあっては、宮前区長。)に通知し、青少年教育施設及び有馬・野川生涯学習支援施設の場合を除き、市長は、公の施設の指定管理予定者を決定する。
- 2 前項の規定に基づき、こども未来局長にあっては、青少年教育施設、宮前区長にあっては、有馬・野川生涯学習支援施設に係る通知を受けたときは、当該審査結果を教育委員会に通知するものとする。

第4節 指定管理者の評価

(調査審議の依頼)

- 第10条 所管局区長は、公の施設の指定管理者の行った管理運営業務の内容等について、 選定評価委員会に評価に関する調査審議を依頼しなければならない。
- 2 評価は、毎年度行わなければならない。
- 3 指定期間が定められている場合、原則として、その最終年度において、総括評価を行 わなければならない。

(調査審議に係る提出資料)

- 第11条 前条の規定により評価に関する調査審議を依頼する所管局区長は、公の施設の 指定管理者の評価に関する調査審議依頼書(第5号様式)と次に掲げる資料等の写しを 選定評価委員会に提出する。
 - (1) 所管課からの報告書
 - (2) 法人その他の団体からの報告書
 - (3) その他参考資料

(調査審議)

第12条 選定評価委員会は、前条の規定により提出された資料等に基づき、指定管理者の評価に関する調査審議を行い、その結果を公の施設の指定管理者の評価に関する調査 審議結果通知書(第6号様式)により、所管局区長に通知する。

第3章 民営化施設における設置運営等法人の選定

(合同開催)

第13条 調査審議対象の民営化施設が、当該施設以外の施設との合築である場合であって、当該合築施設について、設置運営等法人の選定評価委員会がある場合には、事業者選定委員会の承認を得て、当該選定評価委員会と合同で事業者選定委員会を開催することができる。

(調査審議の依頼)

第14条 こども未来局長は、民営化施設の設置運営等法人の選定に際し、申請してきた 法人の調査審議を事業者選定委員会に依頼しなければならない。

(調査審議に係る提出資料)

- 第15条 前条の規定により調査審議を依頼するこども未来局長は、民営化施設の設置運営等法人の選定に関する調査審議依頼書(第7号様式)と次に掲げる資料等の写しを事業者選定委員会に提出する。
 - (1) 法人からの申請書
 - (2) 選定基準
 - (3) その他参考資料

(調査審議)

第16条 事業者選定委員会は、選定基準等に従い、民営化施設の設置運営等法人として の適否を調査審議し、その結果を民営化施設の設置運営等法人の選定に関する調査審議 結果通知書(第8号様式)により、市長に通知し、市長は、民営化施設の設置運営等法 人を決定する。

第4章 補則

(委員会の庶務)

第17条 選定評価委員会及び事業者選定委員会の庶務は、議事に係る所管局区において 処理する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(民間活用推進委員会設置要綱の廃止)

2 民間活用推進委員会設置要綱(平成22年5月17日22川総行革第43号市長決裁)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議依頼書

(附属機関名)

(委員長名)

局(区)長

次のとおり、公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議を依頼します。

	,
件名	依 賴 課 名
	依 賴 番 号
	依頼年月日
施設名称	
施設所在地	
審議内容	
添付資料	
你们 貝代	

公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議結果通知書

局(区)長 様

(附属機関名)

(委員長名)

次のとおり、指定管理者制度の導入の適否に関する審議結果について、通知します。

件名	依頼課名
	依賴番号
	依頼年月日
施設名称	
施設所在地	
指定期間	
審議結果	

公の施設の指定管理予定者調査審議依頼書

(附属機関名)

(委員長名)

局(区)長

次のとおり、公の施設の指定管理予定者に関する調査審議を依頼します。

		T T	
件	名	依 頼 課 名	
		依 頼 番 号	
		依頼年月日	
施影	3 名 称		
施設	設所在地		
指定	三期間		
公のが	施設の指定管理者が行う管理運営業務の	範囲	
添付資料			
申請者			
	法人・団体名	代表者名	所在地
1			
2			
3			
4			
5			
	L.	ı. L	

公の施設の指定管理予定者調査審議結果通知書

局(区)長 様

(附属機関名) (委員長名)

次のとおり、公の施設の指定管理予定者の審査結果について、通知します。

件名		依頼課	名		
		受付番	号		
施設名称					
施設所在地					
指定期間					
選定基準	配点	団体A	団体B	団体C	団体D
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	点	点	点	点	点
②事業経営計画と 管理経費縮減等 への取組	点	点	汃	汃	点
③事業の安定性・継 続性の確保への 取組	点	点	点	点	点
④応募団体自身に ついての評価	点	点	讣	讣	点
⑤応募団体の取組	点	点	沪	沪	点
実績評価点 (標準を0点として、 加減点)		点	点	点	点
合 計	点	点	点	点	点
留意事項					

(注) 団体欄は、具体的な団体名を記載すること。

公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議依頼書

(附属機関名)

(委員長名)

局(区)長

次のとおり、公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議を依頼します。

件名		依 賴 課 名
		依頼番号
		依頼年月日
施設名称		
施設所在地		
指定期間		
評価対象年度		
	法人・団体名	
公の施設の 指定管理者	代表者名	
	所 在 地	
添付資料	1	

公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議結果通知書

局(区)長 様

(附属機関名)

(委員長名)

次のとおり、評価を行いましたので、通知します。

件名		依 頼 課 名
		受付番号
施設名称		
施設所在地		
指定期間		
評価対象年度		
	法人・団体名	
公の施設の指定管理者	代表者名	
	所在地	
評価結果		

民営化施設の設置運営等法人の選定に関する調査審議依頼書

(附属機関名)

(委員長名)

局(区)長

次のとおり、民営化施設の設置運営等法人の選定に関する調査審議を依頼します。

件	名	依 頼 課 名	
		依 頼 番 号	
		依頼年月日	
施影	3 名 称		
施設	所在地		
添付資料			
申請者			
	法人・団体名	代表者名	所在地
1			
2			
3			
4			
5			

民営化施設の設置運営等法人の選定に関する調査審議結果通知書

局(区)長 様

(附属機関名)

(委員長名)

別紙のとおり、法人を選定しましたので、審査結果を通知します。

件名	依頼課名
	受付番号
施設名称	
施設所在地	
留意事項	